

世羅町告示第 288 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、告示する。

平成 27 年 10 月 13 日

世羅町長 奥田 正和

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 世羅ショッピングセンター・ホームプラザナフコ世羅店

所在地 世羅郡世羅町大字寺町 1547 番 1、1536 番地 1 外

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役 藤本 昭

兵庫県姫路市北条口四丁目 4 番地

株式会社ナフコ 代表取締役 深町 勝義

福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目 6 番 10 号

(変更後 1) マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役 岩本 隆雄

兵庫県姫路市三左衛門堀東の町 121 番地

株式会社ナフコ 代表取締役 深町 勝義

福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目 6 番 10 号

(変更後 2) マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役 加栗 章男

広島県広島市南区段原南一丁目 3 番 52 号

株式会社ナフコ 代表取締役 深町 勝義

福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目 6 番 10 号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役 藤本 昭

兵庫県姫路市北条口四丁目 4 番地

株式会社大創産業 代表取締役 矢野 博文

広島県東広島市西条吉行東一丁目 4 番 14 号

株式会社アージュ 代表取締役 田村 秀樹

広島県広島市西区商工センター二丁目 15 番 1 号

(株)アスティビル 5F

備後漬物有限会社 代表取締役 佐藤 光信

広島県福山市駅家町法成寺 1613-47

株式会社ナフコ 代表取締役 深町 勝義

福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目 6 番 10 号

関西薬品株式会社 代表取締役 出口 啓治
広島県三原市城町一丁目8番7号
株式会社キタムラ 代表取締役 北村 正志
高知県高知市本町四丁目1番16号
コムパス株式会社 代表取締役 植野 博実
岡山県岡山市富浜町1-16

(変更後1) マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役 岩本 隆雄

兵庫県姫路市三左衛門堀東の町121番地
株式会社大創産業 代表取締役 矢野 博文
広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号
株式会社アージュ 代表取締役 田村 秀樹
広島県広島市西区商工センター二丁目15番1号
(株)アスティビル5F

備後漬物有限会社 代表取締役 佐藤 光信
広島県福山市駅家町法成寺1613-47

株式会社ナフコ 代表取締役 深町 勝義
福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号

株式会社ハーティウオンツ 代表取締役 福岡 慎二
広島県広島市中区八丁堀11-8

株式会社キタムラ 代表取締役 北村 正志
高知県高知市本町四丁目1番16号

コムパス株式会社 代表取締役 植野 伸
岡山県岡山市南区富浜町1-16

(変更後2) マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役 加栗 章男

広島県広島市南区段原南一丁目3番52号
株式会社大創産業 代表取締役 矢野 博文

広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号
株式会社アージュ 代表取締役 田村 秀樹

広島県広島市西区商工センター二丁目15番1号
(株)アスティビル5F

備後漬物有限会社 代表取締役 佐藤 光信
広島県福山市駅家町法成寺1613-47

株式会社ナフコ 代表取締役 深町 勝義
福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号

株式会社ツルハグループ ドラッグ&ファーマシー西日本
代表取締役 村上 正一

広島県広島市中区八丁堀11番8号

コムパス株式会社 代表取締役 植野 伸
岡山県岡山市北区下中野町1222-7

- 3 変更年月日
平成 27 年 8 月 16 日
- 4 変更する理由
会社合併のため
- 5 届出年月日
平成 27 年 10 月 8 日
- 6 届出等の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
 - ① 縦覧場所
世羅郡世羅町役場商工観光課（世羅郡世羅町大字西上原 123 番地 1）
 - ② 縦覧期間
平成 27 年 10 月 13 日から平成 28 年 2 月 13 日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。
 - ③ 縦覧のできる時間帯
午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで
- 7 意見書の提出
法第 8 条第 2 項に基づき、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から 4 月以内に、町に対し、次のとおり意見書を提出することができる。
 - ① 提出期限
平成 28 年 2 月 13 日
 - ② 提出先
世羅郡世羅町役場商工観光課